

○竹田市定住促進住宅取得事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第23号

令和4年3月31日告示第52号

令和7年3月31日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹田市の定住促進を図るため、市内で住宅を取得した者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、竹田市補助金等交付規則（平成17年竹田市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専用の玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合したものをいう。ただし、個人住宅部分と店舗、事務所等の事業の用に供する部分とが結合して一体となっている家屋については、自己の居住の用に供する部分が全体の50%以上であるものに限る。
- (2) 定住 本市に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 世帯責任者 本補助金を申請し住宅の所有者となる者をいう。
- (4) 新築住宅 市内に自己の居住の用に供するために新たに建築する住宅をいう。
- (5) 新築建売住宅 販売を目的として建築され、建築工事の完了した日から1年を経過しておらず、人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (6) 住宅取得 前2号に規定する住宅を不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による所有権保存登記により取得することをいう。
- (7) 住宅用地 第4号に掲げる住宅を建築するために売買により取得した土地をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民及び本市に定住することを目的に転入する者で、第8条第2項に

規定する受給資格の認定時に、世帯責任者が45歳未満であること。

- (2) 市内で住宅取得により住宅の所有者となる個人であること。ただし、住宅を共有する場合は持ち分が2分の1以上あること。
- (3) 市又は現所在地の市町村に納付すべき税を滞納していない世帯であること。
- (4) この補助金の交付を受けてから5年以上竹田市に定住しようとする者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

- (1) 新築住宅の本体工事(1,000万円以上のものに限る。)及び住宅用地購入費
- (2) 新築建売住宅の購入費(1,000万円以上のものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助対象外経費)

第5条 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事
- (2) 物置、車庫等
- (3) 合併浄化槽等接続の配管工事
- (4) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 補助事業により取得した住宅をこの補助金の交付の決定を受けた日から5年以内に取り壊し、又は売却しないこと。
- (3) この補助金の交付の決定を受けた日から5年間、補助事業により取得した住宅から転居しないこと。
- (4) 本市の住民基本台帳に記載されていない者にあつては、この補助金の

交付の決定を受けた日から1か月以内に本市に転入すること。

(補助金の額)

第7条 基本補助金及び加算補助金の額は次の表のとおりとする。

種類	基準	補助金の額	備考
基本補助金	住宅延床面積55平方メートル以上70平方メートル未満	25万円	
	住宅延床面積70平方メートル以上	50万円	
新築住宅加算補助金		事前協議申請日から2年以内の住宅用地購入費の10分の1(1,000円未満切捨て)	上限額 50万円

(事前協議及び受給資格の認定)

第8条 補助金の申請をする予定の者(以下「申請予定者」という。)は、新築住宅の場合は工事着手する前に、新築建売住宅の場合は取得に係る契約を締結する前に、竹田市定住促進住宅取得事業補助金事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に対する事前協議をしなければならない。

- (1) 住宅の位置図
- (2) 住宅の配置図
- (3) 住宅の平面図、立面図
- (4) 住宅の設備仕様書
- (5) 新築住宅建築工事費又は新築建売住宅購入の内訳見積書
- (6) 新築住宅予定地又は新築建売住宅の土地の登記事項証明書の写し
- (7) 新築住宅予定地又は新築建売住宅の現況写真
- (8) 住宅用地を購入した場合は契約書及び領収書の写し
- (9) 収支予算書
- (10) 暴力団でない旨の誓約書(様式第2号)
- (11) 世帯全員(高校生以下を除く。)の税の滞納がないことを証する書類
- (12) 年齢確認ができる書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議終了後、速やかに受給資格の認定の可否を決定

し、竹田市定住促進住宅取得事業補助金受給資格認定通知書（様式第3号）により申請予定者に通知するものとする。

- 3 受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）で、新築住宅の場合は、認定後1年以内に住宅建築工事に着手することとし、工事着手後速やかに竹田市定住促進住宅取得事業補助金工事着手届（様式第4号）を提出しなければならない。

（変更事前協議及び受給資格の変更認定）

第9条 受給資格者は、前条の規定による事前協議の内容に変更又は認定を中止しなければならない事由が生じたときは、速やかに竹田市定住促進住宅取得事業補助金変更事前協議書（様式第5号）に変更時の内容を確認できる書類を添えて市長に対する変更事前協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定による変更事前協議書が提出された場合は、市長は、変更内容を審査し、竹田市定住促進住宅取得事業補助金受給資格変更承認・認定中止通知書（様式第6号）を申請予定者に通知するものとする。

（施工時の確認等）

第10条 市長は、本補助事業を適正に遂行するため、住宅建築の施工の状況等について、関係職員による現場確認又は指導を行うことができる。

- 2 受給資格者は、住宅建築の施工の状況等に関し、市長から報告の要請があったときは、速やかに報告に応じなければならない。

（補助金の交付申請及び決定）

第11条 受給資格者が補助金の交付を受けようとするときは、竹田市定住促進住宅取得事業補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 竹田市定住促進住宅取得事業補助金完了報告書（様式第8号）
- (2) 誓約書（様式第9号）
- (3) 収支決算書
- (4) 住宅完成図
- (5) 完成写真（外観・各室内観・屋外付帯設備等）
- (6) 建物の登記事項証明書の写し
- (7) 新築住宅建築工事又は新築建売住宅購入に係る契約書の写し
- (8) 契約に係る請求書又は領収書の写し
- (9) 建築基準法に規定する検査済証の写し
- (10) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第10号）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、竹田市移住定住事業推進補助金の交付に係る審査委員会で意見を聴いて、補助金の交付の適否を決定し、竹田市定住促進住宅取得事業補助金交付決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(完了検査)

第12条 市長は、前条の規定による事業完了報告書を受理したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、当該補助金の交付決定通知を受けた者が前条の規定による完了検査に合格したときは、当該補助金の交付額を確定し、竹田市定住促進住宅取得事業補助金額の確定通知書（様式第12号）により速やかに当該者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、速やかに竹田市定住促進住宅取得事業補助金請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者が指定する金融機関に振込みの方法により速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が第3条及び第6条に規定する要件を欠いたとき又は偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、当該交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(重複交付の禁止)

第17条 竹田市Uターン促進住宅・住宅取得事業補助金交付要綱（平成28年竹田市告示第115号）に基づく補助金の交付を受けた場合は、この補助金は交付しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第7条の事前協議を行い同条第2項の規定により受給資格認定者となった者については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第8条の規定により事前協議を行い同条第2項の規定により受給資格認定者となった者については、なおその効力を有する。